

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第七十号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため

の関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第一条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年広島県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

(広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正)

第二条 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例(昭和三十二年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条の表二の項中「障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)」に改め、同表三の項及び四の項中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

別表第一の四の項、五の項、六の項及び備考4中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

(広島県立福山若草園設置及び管理条例の一部改正)

第三条 広島県立福山若草園設置及び管理条例(昭和三十二年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条の表二の項中「障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。)」に改める。

別表第一の三の項、四の項、五の項及び備考4中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

(広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例の一部改正)

第四条 広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例(昭和三十六年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号中「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）」に改め、同項第三号中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

別表第一の三の項、四の項、五の項及び備考四中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。

（広島県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正）

第五条 広島県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成十八年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法（）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（）」に改める。

第二条第二項第二号中「第二十一条の五の四第二項」を「第二十一条の五の四第三項」に改める。

（児童福祉法及び障害者自立支援法に基づく過料に関する条例の一部改正）

第六条 児童福祉法及び障害者自立支援法に基づく過料に関する条例（平成十八年広島県条例第三号）の一部を次のように改正する。

題名中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第一条中「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）」に改める。

第三条（見出しを含む。）中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。
（障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第七条 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

題名中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第八条 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年広島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

題名中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例の一部改正）

第九条 医療法に基づく病院等の人員及び施設の基準等を定める条例（平成二十四年広島県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。